本則の表六十七の項のイ中「第五条の二第三項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同項の次に次のように加える。

六十七の二	銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三の二第一項及び第二項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の開催に関する事務	イ　現に銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項第一号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会　三千円 ロ　その他の者に対する講習会　六千九百円

本則の表七十の三の項の次に次のように加える。

七十の四	銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十六第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定に関する事務	銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十六第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査	九千三百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の第一項の銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十六第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあっては、五千六百円）

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の項中「第九条の十三第二項」の下に「、第九条の十六第一項、同条第二項において準用する第五条の三第三項」を加える。

（遺失物法施行令の一部改正）

第四条　遺失物法施行令（平成十九年政令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「若しくは第二号に規定する銃砲」を「、第二号若しくは第二号の二に規定する銃砲等」に改める。

附　則

この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号）の施行の日（令和四年三月十五日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之